

1950～1960年代における養護教諭の職務と保健室の機能

柏 木 睦 月

はじめに

本研究は、1950～1960年代における養護教諭の職務と保健室の機能について歴史の変遷から検討し、その関係についての仮説を提示するものである。

そもそも、養護教諭と保健室はそれぞれ異なる制度の中で確立されてきた。

養護教諭は1905年、当時流行していた眼病（トラコーマ）予防のために岐阜県の小学校に派遣された「学校看護婦」を原点としている。その後、1941年の国民学校令の下で教育の一部である養護をつかさどる教育職員として「養護訓導」となり、戦後は学校教育法によって「養護教諭」へ改称された見解が一般的である¹⁾。学校教育法において、「教諭は児童（生徒）の教育をつかさどる」のに対し、「養護教諭は児童（生徒）の養護をつかさどる」と規定されていることから、看護職から参入してきた歴史的背景を持つ養護教諭は、教諭とは異なる職種であることが法的に示されている²⁾。詳細は後述するが、養護教諭はその法的規定の面から全ての小中学校において必置ではない時代が長かった。そのため、教育現場において必要性・重要性が浸透しにくかったこと、また、その職務内容が曖昧であったこと、さらには養成に関する課題も山積していたことも相まって³⁾、「養護教諭は何をなすべきか」という職務内容、つまり養護の内容が確立され共通化されること⁴⁾が1970年代にかけての「緊急の課題」であった⁴⁾。養護教諭の全ての小中学校への必置が実現し、「学校保健の専門的かつ中心的な担い手として」認識されることが養護教諭界にとって切実たる願いだったのである⁵⁾。

一方、保健室の歴史も同様に、明治時代の後期、1898年頃にさかのぼる。保健室以前は、「医務室、衛生室、治療室、休養室、学校診察室そして養護室」など様々な呼称がとられてきており⁶⁾、元々は学校医制度を中心とする学校衛生事業の構想の中から生まれた施設であった⁷⁾。後に詳述するが、「保健室」

という呼称が確立したのは戦後になってからであり、必置の施設としても位置づけられた。また、保健室という呼称自体は、「学校衛生が学校保健という呼び名に切り替わったことによりその中に用いられている衛生という言葉がすべて保健という用語に変わったことからうまれてきた」という背景がある⁸⁾。

以上のように養護教諭と保健室は別々の成立過程があるにもかかわらず、どちらも制度史においては必置がのぞましいものとされてきた。それだけでなく、今日に至るまで養護教諭と保健室は密接な関係を持つものとして位置づけられている。その一例として、以下の2008年の中央教育審議会答申が挙げられよう。

子どもの健康づくりを効果的に推進するためには、学校保健活動のセンター的役割を果たしている保健室の経営の充実を図ることを求められている。そのためには、養護教諭は保健室経営計画を立て、教職員に周知を図り連携していくことが望まれる。また、養護教諭が充実した健康相談活動や救急処置などを行うための保健室の施設設備の充実が求められる。⁹⁾

この答申からは、「保健室の経営の充実」を図るための保健室経営計画は養護教諭が立案するものとされ、保健室の施設設備の充実が養護教諭の職務を遂行するために必要であることが明言されている。

以上のように、公的にも養護教諭と保健室の密接な関係は自明のものとされてきた。また研究面においても「保健室とそこにいる養護教諭」が前提であり、養護教諭と保健室は密接な関係の下で「日本の学校において欠かせない存在」として扱われている¹⁰⁾。それはまた、養護教諭としてよりもむしろ「保健室の先生」という呼称の方が一般的に広く認知されている点からも、両者の関係の深さが読み取れるのではないだろうか。

確かに、養護教諭が保健室を職務の中心とすることで、「苦しむ子供たちに出会い、寄り添ってきた経緯がある」ことはまぎれもない事実である¹¹⁾。鎌塚優子も「保健室に来室する子供の中には、現在の学校教育の枠組みにはなじみにくいさまざまな背景を持つ子供たちが数多く存在する」ことから、「保健室は、社会や学校制度の歪みを捉える最前線であり」、「保健室でなければ発信できない多くのことがある」として、保健室の存在意義を強調する¹²⁾。そして様々な「背景を抱えた子供たちの思いを最も理解できる立場にいる」養護教諭の存在意義についても併せて言及している¹³⁾。また、秋葉昌樹が著書『教育の臨床エスノメソドロジー研究—保健室の構造・機能・意味—』で、「保健室という場それ自体の中に重要な鍵」があるとして、保健室に焦点を置いた研究を行っているが、そこでもやはり言及されているのは養護教諭の「日々の生徒との実践それ自体、つまり保健室での生徒に対するかかわり」であり、養護教諭の実践であることが強調されている¹⁴⁾。

しかしながら、学校保健活動の推進という点に鑑みれば、保健室という空間において、また養護教諭だけでその役割を担うべきものではない。もちろん、養護教諭は「学校保健の専門的かつ中心的な担い手」であり、保健室は「学校保健活動のセンター的」な役割ではあるものの、決して養護教諭の職務や保健室の機能に学校保健の全てが集約されているわけではない。その一方で、養護教諭の職務が保健室という場所を中心として展開されてきたことで、例えば「保健室での実践は養護教諭の実践」「保健室経営計画は養護教諭が作成するもの」といった両者の関係が、学校保健を媒介としてより密接なものとして位置付けられてきた点は否めないのではないだろうか¹⁵⁾。

そこで本稿は、養護教諭の職務と保健室の機能のそれぞれにおいて、制度面及び歴史の変遷から検討することを試みる。第一節では、まず、養護教諭と保健室の制度的な側面から整理する。冒頭でも述べたように養護教諭と保健室が制度上では別個のものとして存在しつつも、その歴史の中で関わりあって展開してきたことを確認していこう。続く第二節では、養護教諭の職務について、第三節では保健室の機能について、ともに養護教諭が全ての小中学校に必置される以前の1950～1960年代に焦点を当てて検討する。その際、着目するのは以下の二点の可能性

である。まず、養護教諭が必置ではなかった状況下での学校全体で学校保健活動を推進しようとした点、次に養護教諭が配置されてもおお、保健室での実践を中心とすることにとどまらず保健室の外にも目を向けることで学校保健活動を推進しようとした点である。学校保健に関する様々な課題が、養護教諭の職務と保健室の機能とは一致し得ないものとして展開されようとしていた点について丁寧に明らかにしていく。

やや結論を先取りするならば、養護教諭の職務に関して複数の提案には、学校保健活動を養護教諭の職務だけに限定しているのではなく、むしろ学校全体で遂行し得るものとして構想されていた。また、1960年代の養護教諭が保健室の外にも職務を遂行する場を見出そうとしていただけでなく、保健室についても一般教師や学校医等にもひらかれた場所として提言されていた。それは換言するならば、1960年代の養護教諭たちが自分たちの置かれていた状況を克服し、乗り越えようとしていたいわば新しい養護教諭としての在り方を模索している過程にあったともいえる。

本研究を通して、先行研究において消極的に位置づけられてきた1950～1960年代の養護教諭の職務内容の変遷を捉えなおし、これまで前提とされてきた養護教諭と保健室の密接な関係性とは異なる側面を描き出したい。

第一節 養護教諭と保健室の制度的側面からの位置づけ

本節では、戦後制定された学校教育法および同法施行規則、附則、学校保健法（現学校保健安全法）などから、養護教諭と保健室についての制度面における位置づけを確認していく。

(1) 養護教諭

冒頭でも少し触れたように、養護教諭の歴史は戦前の学校看護婦・養護訓導にさかのぼる。学校看護婦の出現は冒頭でも述べたように1905年であったが、最も古い公的な文書は1923年に文部大臣官房学校衛生課から発表された「学校看護婦執務指針」であった¹⁶⁾。その後は、1929年に出された文部省訓令「学校看護婦ニ関スル件」などによって、制度として確立してきたものの、あくまでも学校看護婦は

「学校におかれる職員でなく、教育行政当局から派遣された」職員であった¹⁷⁾。その後、戦時下の国民学校令（1941年）によって改称された養護訓導は、「学校外からアウトサイダーとして派遣される職員ではなく、学校に所属する教育職員としての身分が確立され」、その執務内容についても1942年の文部省訓令「養護訓導執務要項」によって示された¹⁸⁾。

戦後、養護訓導から改称された養護教諭については1947年の学校教育法に以下の通り定められた。

学校教育法 第二十八条

小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、教頭又は事務職員を置かないことができる。

第七項 養護教諭は、児童の養護をつかさどる。

同様に中学校は第四十条、中等教育学校は第五十一条の第八項によって第二十八条が準用されるものの、高等学校においては以下のように規定されていた。

第五十条

高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

第二項 高等学校には、前項のほか、養護教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

さらに注目するのは以下の規定である。

第百三条

小学校、中学校及び中等教育学校には、第二十八条（第四十条において準用する場合を含む。）及び第五十一条の八の規定にかかわらず、当分の間、養護教諭は、これを置かないことができる。

上記から確認できることは、養護教諭は義務教育において必置が明記されているものの、高等学校においては必ずしも置かなくてよいものとされていたということである。それだけでなく、必置とされて

いる義務教育に対しても百三条の規定により、当分の間は置く必要がないものと規定されていた¹⁹⁾。

以上のような形で法律の上では制度化されたものの、全国の公立小中学校において養護教諭が配置されていない状況がしばらく続き、制定当時はわずか10%前後の配置状況であったという²⁰⁾。また、戦後20年ほどが経過した1967年になっても、公立小学校の35%、公立中学校の29%にしか養護教諭は置かれておらず²¹⁾、例えば養護教諭向けの雑誌『健康教室²²⁾』の1970年3月号には、東京都の中学校の状況について「23区及び都外地区中、1区に十数校の中学校がありながら、養護教諭を1人もおいていない区もある」とその配置の低さが指摘されている²³⁾。配置率がようやく半数を超えたのは1972年頃であり²⁴⁾、極めて小規模校を除く98%の学校に養護教諭が配置されたのは、法律に規定されてから40年以上が経過した1991年のことであった²⁵⁾。

(2) 保健室

次に前項同様、制度面における保健室の位置づけを確認していく。保健室についても戦前からの歴史を整理することで、前節で述べた学校衛生との関わりからの成立過程を確認しよう。

保健室の前身であった「医務室」や「衛生室」などは、元々は治療のための場所と機能が求められていたとされていた²⁶⁾。前節で述べたように、そもそも学校医を中心とした学校衛生の事業構想の中で生まれた設備であることから、明治時代はドイツ流の医学的学校衛生を基盤に、大正時代からはそこにイギリス流の社会的学校衛生が導入されるのに合わせて、学校医・学校看護婦の活躍とともに学校内での治療に必要な施設や衛生養護のための専用の部屋が不可欠だといわれるようになったことが背景にある²⁷⁾。とはいうものの、全ての学校にそのような施設が整備されていたわけではなく、文部省が1924年7月に行った実態調査でも、学校内に診療可能な設備を持っている学校は全国の学校の30分の1程度だった²⁸⁾。

呼称が「衛生室」にしばらく変わったのは、1939年の小学校令施行細則により「小学校に衛生室を設けること」と定められたあたりからだといわれており、設備内容や大きさ等に関する制度上の統一が見られたのは、1941年の「学校衛生施設整備準則ニ関スル件」の答申によってであった。しかしなが

ら、戦時体制に向かっていくにあたり、実質的にそのような統一した「衛生室」が広まっていく状況ではなかったといわれている²⁹⁾。

戦後、保健室が法律での位置づけを明確にしたのは、1958年の学校保健法第十九条であり、以下のように示された³⁰⁾。

学校保健法 第十九条

学校には、健康診断、健康相談、救急処置等を行うため、保健室を設けるものとする。

上記に挙げた通り、法律によって必置が定められたのは戦後13年ほど経過してからであった。また、戦後直後の保健室は戦前の「衛生室」という呼称を引き続き使用し、しばらくはその機能も衛生室を踏襲していた³¹⁾。1949年の「中等学校保健計画実施要領」においても呼称は衛生室のままであり、1951年の「小学校保健計画実施要領」においてようやく保健室となっていることから、数見は「この頃より保健室が一般化してきたものと考えられる」と推測している³²⁾。文部省の正式文書の中で「保健室」が明記されたのは、1954年の初等中等教育局長通達『保健室の設置並びに学校医及び学校歯科医等の職務について』であった。

以上の整理からは、戦後しばらくは衛生室と保健室の呼称が混在しつつ、その機能は戦前のものに準拠していたこと、保健室の前身が医務室・衛生室という点に鑑みても、保健室はその機能を医療的な側面に依拠してきた場所だといえる³³⁾。

以上、本節では保健室と養護教諭に対する制度的側面と歴史的側面からの整理を行った。明らかになったのは、保健室と養護教諭に関する法律上の位置づけは各々別個のものとして規定されているということ、そして、現在に至るまで法律上では保健室は必置とされながらも養護教諭に関しては必置ではないということである。換言するならば、養護教諭の職務の中心となる場所が保健室である、という事実が歴史的に存在し続けている結果が、養護教諭を「保健室の先生」たる所以にしている、ということでもある。

次節以降では1950～1960年代に着目し、第二節では現代の養護教諭に連なる当時の養護教諭の職務がどのような形で示されていたのかについて、また第

三節では同じく保健室の機能がどのように形作られていったのかについて検討していくこととする。

第二節 1950～1960年代における養護教諭の職務

本節では、養護教諭の職務内容について1950～1960年代にかけて示された複数の史料に着目し、その時代の養護教諭の動きと併せて検討していく。

養護教諭の職務の具体的方向性が正式に示されたのは1972年の保健体育審議会答申であり、それ以前には職務内容についての法規や通達での規定はなく、長らくの間、学校教育法に示された「児童（生徒）の養護をつかさどる」ことが唯一の養護教諭のよりどころとなっていた³⁴⁾。また、戦後しばらくの養護教諭の実態としても「洗眼を中心とする看護婦機能が優先」され、「衛生環境も悪く、呼吸器系感染症だけでなく、寄生虫や消化器系感染症、毛じらみ、等も多かった」状況の下で、「洗眼、救急処置、看護、静養、清潔指導、寄生虫駆除、といった戦前からの職務が当分主だった」とされている³⁵⁾。さらに、前述したように養護教諭の配置が学校現場に浸透していない状況がしばらくの間続いたということからも、養護教諭の実践は限られた学校に配置された養護教諭たちによって当時の学校状況に基づき積み重ねられていたことがわかる。

一方、正式なものではないものの、養護教諭の職務についてはいくつかの方向性が提示されていた。例えば1949年には文部省による「中等学校保健計画実施要領（試案）」において、養護教諭の職務内容が初めて示された。養護教諭は「生徒の看護及び保護を受けもつもの」とされたのだが、当時はGHQの占領下にあったことも背景にあって、提示された15項目のほとんどが補助的職務であった。このことから、「専門職としての主体性や独自性が非常に限定された消極的な位置づけ」に終始しているものとして評価されていた³⁶⁾。その後、1958年に文部省関係者から「職務16項目」が示された。この「職務16項目」は、1958年学校保健法公布に当たって、その趣旨の徹底を図る目的で発刊された同法の解説書『学校保健法の解説』（塚田治作・渋谷敬三著、第一法規出版、1959年）に挙げられたものであり、具体的には以下の項目で構成されていた³⁷⁾。

1. 学校保健計画の立案に協力する。
2. 学校環境衛生の維持および改善に留意し、必要な実際的な助言を行ない、および環境衛生検査に協力する。
3. 学校給食の施設、設備の衛生とその維持について必要な助言を行ない、および食物の栄養と衛生に関し、指導、助言を行なう。
4. 児童生徒の健康診断の準備をし、かつ実施を補助する。
5. 学校医又は学校歯科医の指導監督の下に、法第7条の予防処置に従事し、および保健指導に従事する。
6. 児童・生徒の健康相談の準備をし、その実施を補助する。
7. 学校医の指導監督の下に、学校における伝染病、食中毒の予防措置に従事する。
8. 児童・生徒の救急処置に従事する。
9. 児童・生徒の疾病異常の発見、健康観察に従事し、疾病異常の児童・生徒に対する保健指導に従事する。
10. 身体虚弱の児童・生徒に対する保健指導に従事する。
11. 必要に応じ、児童・生徒の家庭訪問を行ない、保健指導に関し必要な指導、助言を行なう。
12. 職員の行なう保健教育に対し、協力する。
13. 保健教育に必要な資料、記録等の整備を図る。
14. 保健室の整備、備品の整備につとめ、健康診断、救急処置等のため器具、薬品等の管理に当たる。
15. 保健室の書類、記録、資料等の整備につとめ、整理整頓を行なう。
16. 学校保健委員会又は児童・生徒等の保健委員会の運営に協力する。

しかしながら、この16項目についてもその評価は必ずしも高くはなかった³⁸⁾。それは、挙げられた多くの項目が「養護を掌る」という固有の権限や専門性が内容的に自律性の乏しいものであったからだとされている³⁹⁾。後に藤田和也も「専門性や自律性にたいする評価が極めて低く、しかもその教育的機能(教育者性)をほとんどとらえてきていない」と指摘する⁴⁰⁾。しかしながら、本節において16項目

に着目したのは、これが学校保健の担い手である養護教諭の職務として想定された点にある。すなわち、学校保健に関する事項を学校教育の様々な場面において遂行することを求められている養護教諭の職務内容が、この16項目において構想されているとも読み取れる。

さらに、上記の文部省からの16項目の提示を受け、「これらにたいする一定の批判や修正を含んだ執務項目案」として1964年に日本学校保健会養護教員部が示したものが、以下の11項目から構成される「養護教諭の執務」であった⁴¹⁾。

1. 学校保健計画の立案に参画する。
2. 学校環境衛生の維持、改善に努める。
3. 学校給食の衛生管理にあたる。
4. 健康診断の実施計画に参画し、必要な検査にあたる。
5. 健康相談の実施計画ならびに運営にあたる。
6. 疾病の予防の管理と指導にあたる。
7. 救急看護にあたる。
8. 安全の管理と指導にあたる。
9. 保健教育に協力する。
10. 学校保健活動に参画し、その運営に協力する。
11. 保健室の整備につとめ、その運営にあたる。⁴²⁾

これらは「養護教諭だけでは背負いきれないような業務にまで及びすぎた項目も」ありつつも、「16項目(引用者註:1958年に出されたもの)よりかなり改善されている」と一定の評価がなされた⁴³⁾。その一方で、「養護教諭のユニークな役割ないし専門性が明確でない憾が残る」とか⁴⁴⁾、「補助者扱いの部分には大幅に改善されているものの、教育的機能のとらえ方の弱さや仕事の核心は何かということへの答えは、必ずしも十分に出されているとはいいがたい」という指摘もなされている⁴⁵⁾。

上記のようにこれまではやや消極的な評価であったものの、本節では以下の視点から11項目に着目したい。それはすなわち、文部省から提示される案に対して「一定の批判や修正」を行う形で、養護教諭の団体である日本学校保健会養護教員部から立ち上がった点である。さらに強調したいのは、以下に挙

げるような動きとも呼応しているとも読み取れるからである⁴⁶⁾。

養護教諭の1960年代について数見は「「赤チン先生」批判と「保健室からの脱却」と名付け、当時の養護教諭が置かれていた状況を「外部批判と自戒意識」として説明している⁴⁷⁾。それは「保健室にきた子にただ赤チンを塗っているだけの暇な職務と見られたり、従来の診療所的な傷病者をただ待っているだけの仕事でいいのか、という」内外からの問いかけであるという⁴⁸⁾。当時の養護教諭を取り巻く様々な差別待遇も背景に、「看護婦意識から教諭意識へ脱皮したい、という動き」も合わさり、以下のような動きも出てきた⁴⁹⁾。

それ（引用者註：看護婦意識から教諭意識への脱皮）は、健康問題の変化も背景にあるが、「白衣装着と診療所意識からの脱却」をもたらし、できるだけ白衣を脱ぎ、できるだけ保健室ではなく職員室へ、という行動をもたらすようになる。保健室にきた子どもに対応するのではなく、養護教諭は全校の生徒を意識し、全校の環境や場を意識することが大事という意識化がもたらされた。できるだけ構内（原文ママ）巡視を行い、調子の悪い子がいないか、問題の環境はないか、見て回るような養護教諭が出てくる。⁵⁰⁾

ここで注目したいのは以下の理由による。それは、上記のような養護教諭の行動が、戦前から求められていた学校看護婦時代の職務を脱し、「外部批判と自戒意識」を自らの行動によって乗り越え、新しい養護教諭の職務を模索しようとする動きともいえるからである。そして、同様の視点から前述の11項目と併せて捉えなおした際に浮かび上がってくるのは、前述の16項目（1958年）同様に、保健室の中だけでは果たし得ない学校保健構想が描かれているだけでなく、その点においてより積極的・主体的に関わろうとしている姿勢である。「できるだけ保健室ではなく職員室へ」、そして「全校の生徒を意識し、全校の環境や場を意識することが大事」だという視点からもたらされた養護教諭の動きは、1960年代当時、3割ほどの公立小中学校にしか配置されていなかったという状況も含め、養護教諭が置かれていた様々な逆境からの「脱却」の動きともいえる。

以上本節では、1950～1960年代の養護教諭の職務

内容に関して当時の養護教諭が置かれていた状況と併せて確認した。そこから見えてきたのは、戦前からの連続性を含む養護教諭の職務に対して、自ら職務内容を提示したり実践によって乗り越えたりしようとする、いわば養護教諭としての転機にもなり得る萌芽的な側面であった。それは、「保健室にきた子にただ赤チンを塗っている」養護教諭ではなく、学校保健の担い手として学校全体をその職務の射程としようとしている点においても非常に画期的であるといえる。それでは1960年代の養護教諭による自らの職務の模索は、同時代の保健室に関する言説とはどのような関係があるのだろうか。この点に着目して次節では保健室の機能について検討していくこととする。

第三節 1950～1960年代における保健室の機能

本節では前節同様に1950～1960年代に着目し、保健室の機能がどのように位置づけられようとしていたのか検討する。保健室の機能としては、養護教諭の職務を展開する場所として限定されたものではなく、学校保健に関してより広く深い機能を持つ場所として構想されていたことを確認していきたい。1950年代半ばには「保健室経営」という概念が登場し、保健室が「学校保健の活動を合理的に運営する中心的な場」として位置づけられるようになった、という回想が数見によってなされている⁵¹⁾。しかしながら、保健室の運営に関して言及された通達等はおらず、1950年代の保健室そのものに対する公的な規定は第一節で検討した以外には、1954年に出された保健室の設備基準や備品についての通達が出された程度であった⁵²⁾。

そのため、本節では当時学校保健に関する研究を多数行った医師でもある江口篤寿が編集し、1966年に刊行された『保健室の仕事』（医学書院）から保健室が何を想定された場所として設置されようとしていたのかを確認していくことにしたい。この書物を本節での検討に使用した理由は、江口が三名の現役養護教諭と執筆した本書が戦後最も早い「保健室」を主題とした書物であり、その点においても影響力が少なからずあったものだと考えられるからである。

江口は「保健室の意義と役割」を学校保健法第

十九条（当時）を示しながら以下のように述べる。

・・・保健室は学校における健康管理の仕事の全般を行なうところ、すなわち学校内の保健センターである。それゆえ、保健室は、健康診断や健康相談、児童・生徒の健康をよく保つために行なう予防接種・疾病予防措置や健康教育、さらに健康上問題をもった者に対する疾病管理や救急処置が、円滑に、かつ効果的に行なわれるよう、資材・記録・帳簿類が常時整備されていなければならない。/そして、保健室は単に養護教諭が働きやすい場所としてだけでなく、学校医・学校歯科医ならびに学校薬剤師が学校内で職務を執行する場合の基地ともなるような資材と設備が必要である。/それに、健康に関する記録や資料は、一般教師の教育活動にも常時活用できるような保管と整備が配慮されなければならない。⁵³⁾

江口は、保健室は保健センターとして養護教諭だけでなく、学校医・学校歯科医・学校薬剤師、そして一般教師にとっても必要な場所であり、単に養護教諭が働きやすい場所としてあるのではないと述べている。彼は、「保健室が学校における健康管理の仕事の中心であることはいまでも」ないとして、「保健室を中心として、学校全体にくりひろげられる健康管理の仕事の手引き書という意味で、『保健室の仕事』という書名にしたとも言及していることから、必ずしも保健室の仕事の担い手は養護教諭のみを捉えているわけではないことが看取できる⁵⁴⁾。

江口によれば、保健室の仕事には大きく分けて以下の三つがあるという。すなわち、①健康に問題があるかどうかを見分ける仕事、②健康をよりよく保つための仕事、③健康上問題をもった者に対する仕事の三つである。その上で、①に「健康診断」「健康診断の事後措置」「健康調査」「健康観察」「健康相談」、②に「疾病予防」「予防接種」「健康手帳」「記録・諸文書と保存」「生徒の保健組織とその運営」「学校行事の健康管理」「精神衛生指導」「性の指導」「保健学習とのつながり」「精神衛生」、③に「事後措置」「疾病管理」「救急処置」「疾病予防」に分けてその内容を詳細に記述している⁵⁵⁾。

その中で着目すべきは以下の二点である。一点目

は、本全体を通してあくまで「保健室の仕事」として上記の項目があるのであって、その中の一部に養護教諭の役割が存在している、という視点で書かれていることである。例えば、「健康診断」や「健康相談」、「精神衛生指導」「性の指導」「保健教育」「学校環境衛生」「救急処置」の項目の中に「養護教諭の役割（立場）」として項目を立てており、前述したように保健室の機能と養護教諭の職務を同様のものとして扱っていないことが看取できる。二点目は保健室が医療的な側面に依拠した場所であることを批判的に捉えつつ、養護教諭の職務を位置づけようとしていることである。江口は、以下のように述べる。

学校保健の領域の広がり内容の深まりは昨今ますます大きくなっており、そのため実務を担当する養護教諭が、救急処置だけを主たる業務としていないことは当然である。しかし学校の現場では、疾病傷病者に担任教師が手をとれないために、またそれらの児童・生徒に対して学校の責任を問われない程度の処置をして保護者に引きわたすためにだけ、養護教諭の必要を感じている意識がまだ一般に多いのは事実で、養護教諭の出張を禁じたり、勤務条件を救急処置の面からだけを考えて拘束したりする状況である。養護教諭としては、こうした遺憾な状況をなげくだけでなく、学校保健が教育の一環であり、救急処置もその点から考えるべきであって、保健室を単なる医務室と考えることの誤りを救急処置の仕事の内容からしめし、啓蒙する必要がある。⁵⁶⁾

江口の「保健室を単なる医務室と考えること」が誤りであるという指摘は、上記の引用部分によれば「遺憾な状況」であり、養護教諭を取り巻く現状に課題があるようにも受けとめられる。しかしながら、「学校保健が教育の一環」であり、「救急処置もその点から考えるべき」である江口の立場からすれば、保健室の機能と学校保健の実務を担当する養護教諭の役割が必ずしも一致しているわけではないことが読み取れる。そしてそれは、前節で確認した日本学校保健会養護教員部が提示した「11項目の執務案」及び1960年代の養護教諭の「保健室からの脱却」の動きとも重なる点があるものとして解釈すること

ができる。すなわち、養護教諭の職務が保健室に限定されないだけでなく、学校保健の領域の広がりと内容の深まりの両面において保健室の機能が当時の現状よりも広いものとして構想されていたということでもある。養護教諭の配置率が低かった1960年代において、養護教諭の職務と保健室の機能が必ずしも一致し得ていないということは、学校保健に関しては学校全体で推進していき、その役割としての養護教諭の在り方も同時に模索されていたともいえる⁵⁷⁾。

以上、本節では保健室の機能について、江口篤寿の『保健室の仕事』を基に検討した。保健室が養護教諭以外の職種にとっての基地としての機能をも果たし得る場所として構想されていたこと、また「単なる医務室」ではない保健室としての在り方を提言していたことは、前節で検討した養護教諭の保健室からの脱却ともいえる動きと親和性の高いものだといえる。保健室の機能について「学校保健活動のセンター的機能」であると公的に示されたのは2008年の中央教育審議会答申であることからすれば、「学校内の保健センター」という視点からの保健室の在り方は非常に先駆的な構想であったといえよう⁵⁸⁾。

おわりに

本研究は、保健室の機能と役割について1950～1960年代に着目し、制度的・歴史の変遷、養護教諭の職務内容に関する史料や保健室の機能に関する論考等から検討してきた。ここまでで明らかになったことを以下にまとめよう。

第一節では、養護教諭及び保健室の制度面における位置づけを確認した。その結果、養護教諭と保健室はそれぞれが別々のものとして制度設計された一方で、戦前からの連続性の観点から両者が多分に影響を及ぼしあっている状況が確認できた。第二節では、1950～1960年代の養護教諭の職務について検討した。養護教諭の全校配置率がまだまだ低い状況において、養護教諭の職務として示されていた内容からは、学校保健に関する項目を学校全体で遂行していく可能性を内包しているものであったこと、また、その担い手でもある養護教諭の職務も保健室に限局されているのではなく、学校の様々な場所や場面において活動の場が設定されようとしていたものとしても読み取ることができた。さらには、当時の

養護教諭の「保健室からの脱却」の動きそのものが、戦前から連続する自らの職務を乗り越えようとしている状況も存在していた。続く第三節では、1960年代の保健室に関する言説として、江口篤寿の『保健室の仕事』を基に保健室と養護教諭の職務との関係について考察した。その結果、江口の提起する保健室は、必ずしも保健室の機能と養護教諭の職務を一致させたものとして構想されておらず、1960年代の時点において、新しい保健室の在り方を模索する、いわば萌芽のような側面があったことが明らかになった。これらの検討からは、特に1960年代の養護教諭が保健室から職員室へ、そして教室や学校へと活動の場を拡げていき、自らの置かれている現実を乗り越えようとした歴史的契機として見なし得ることができよう。

その後の1970年以降の養護教諭と保健室に関する動きとして象徴的なのは「保健室の開放・解放運動」であろう。この運動を名付けた数見によれば、「養護教諭にとって保健室こそが子どもの事実をもっともよく見えるところであり、再度ここを「基地」にした仕事こそ重要だ」という認識から、養護教諭の実践が保健室へと回帰していくことになったという⁵⁹⁾。ここでいわれる「保健室の開放・解放」とは、学校での心の荒れや閉じこもり・不登校・いじめなどが増加し、これまでの「用のない者立ち入り禁止」式の対応では済まなくなり、保健室を「かけ込み寺」と称するほどの心の問題を中心とする訴えが持ち込まれる場となっていく時代背景があった。「養護教諭たちは、保健室を開放し、そこにくる子の人間的な解放をはかる仕事に努力を傾けていく」ことになったことから「開放」であり「解放」なのである⁶⁰⁾。そしてこの頃より、保健室の機能が「伝統的な機能に加え、ラジール（避難場所）としての受容が求められ、サロンの・オアシスの・癒し的な心の居場所（ホットステーション）の存在としても機能し、さらに共感的な相談活動やちょっとしたアドバイザーとしての保健指導等、発達支援や健康教育機能を兼ね備えた場へと膨らんできた」⁶¹⁾。その一方で保健室の開放・解放は別の側面も生み出すこととなった。それは、保健室が「たまり場」や「逃げ場」、「吹きだまり」化することによって、保健室そのものが問題視されたり、学校によっては「保健室閉鎖」になったりする事態が生じたということである⁶²⁾。改めて考えてみるならば、1960年代を保健室からの

「脱却」、1970年代を保健室への「回帰」という表現で描き出すことは、養護教諭と保健室の関係をより密接にするだけでなく、その後の養護教諭が保健室に常在していく状況、すなわち極めて限定されたものとしての養護教諭と保健室の関係を再定義していくものとしての側面をも描き出しているともいえる。

それ以降、心の健康問題は収束を見せるどころかますます広がりの一途をたどり、1997年の保健体育審議会答申で提起された養護教諭の新たな役割としての「健康相談活動」などにもつながっていく。この答申では、学校教育の課題でもあるいじめや不登校、暴力問題などに対し、その正常化を図るためには養護教諭の活動に期待する面が著しく増大したことが理由の一つだとされている⁶³⁾。いわゆる「保健室登校⁶⁴⁾」が、養護教諭を中心とした学校保健関係者の中で位置づけられるようになった1980年代半ば以降に守備範囲を拡げてきた保健室と養護教諭の両者の関係を象徴した答申内容ともいえる⁶⁵⁾。

今後の課題としては以下の二点が挙げられる。一点目は、本稿が取り組んだ現代の養護教諭と保健室の淵源である1960年代の養護教諭の職務と保健室の機能について実践面からも検討することである。二点目は、当時提起されていた養護教諭の職務項目に記載されている学校保健計画や学校環境衛生等が、どのような学校保健の可能性をもって構想されていたのかについても検討することである。

数見は近年の保健室の置かれている現実について以下のように言及している。

近年の保健室に「かけ込み寺、オアシス、心の居場所、等」とさまざまな呼称で特徴づけられてきたのは、そこで働く養護教諭の存在や役割と人間性をも含めた積極評価だといえるだろう。しかし、その一方で、われわれは、そういう事態の不自然さ、異常性をも問題としないわけにはいかない。今日の子どもたちにとって、保健室が「心の居場所」になっている現実があるとしても、他方で「子どもにとって真の居場所」とは何で、どこなのか」と問わないわけにはいかない。⁶⁶⁾

「子どもにとっての真の居場所とは何で、どこなのか」という問いは、養護教諭の職務や保健室の機能について再考するだけでなく、学校教育の根底に

学校保健の領域が位置づけられる重要性が改めて提起されているものだともいえよう。

注

- 1) 杉浦守邦『養護教員の歴史』東山書房、1974年・近藤真庸『養護教諭成立史の研究』大修館書店、2003年等。
- 2) 養護教諭がつかさどっているとされる「養護」については、日本養護教諭教育学会において「教育職員である養護教諭に定められた固有の職務である」という見解がなされている。さらに、「養護教諭の職務として学校教育法第37条第12項において」規定されている言葉であると定義されており、「児童生徒等の心身の健康の保持（健康管理）と増進（健康教育）によって、発育・発達の支援を行うすべての教育活動を意味している」とも述べられている（日本養護教諭教育学会編『養護教諭の専門領域に関する用語の解説集〈第二版〉』2012年、6頁）。
- 3) 詳細については、小倉学『養護教諭 その専門性と機能』東山書房、1970年などを参照されたい。また、当時を振り返ったものとしては、杉浦守邦「養護教員の戦後50年（第1報）」及び「養護教員の戦後50年（第2報）」『日本養護教諭教育学会誌』第7巻第1号、2004年、22～51頁などが挙げられる。
- 4) 小倉学「解説 養護教諭養成の現状と問題点」『学校保健研究』第13巻第1号、1971年、29頁。
- 5) 同上、29頁。
- 6) 山梨八重子「保健室のルーツとしての「摂生室」についての一考察—学校建築史にみる「養護室」「摂生室」をてがかりに—」『熊本大学教育実践研究』第31号、2014年、73頁。なお、本稿では様々な呼称があったことを踏まえたうえで、代表的な呼称である「医務室」及び「衛生室」を採用する。
- 7) 吉原瑛「保健室の歴史」『学校保健のひろば』第13号、大修館書店、1999年、12頁。
- 8) 同上、15頁。
- 9) 中央教育審議会「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について（答申）」、2008年1月17日。
- 10) 藤田和也「養護教諭みずからが創りあげてきた存在と役割」教育科学研究会・藤田和也編『保健室と養護教諭その存在と役割』、国土社、2008年、6頁。
- 11) 鎌塚優子「インクルーシブ教育における養護教諭の役割」『日本健康相談活動学会誌』第12号第1巻、2017年、9頁。

- 12) 同上、9頁。
- 13) 同上、9頁。
- 14) 秋葉昌樹『教育の臨床エスノメソロジー研究—保健室の構造・機能・意味—』東洋館出版社、2004年、10頁。
なお、強調は原文ママ。
- 15) なお、平川俊功も著書『養護教諭の資質能力の向上』（学事出版、2016年）において、「養護教諭の役割及び職務内容と学校保健の領域とを照合」し、「保健室経営を担う養護教諭の職務と学校保健活動の推進には密接な関係がある」と言及している（53頁）。
- 16) 小倉学『養護教諭—その専門性と機能—』1970年、東山書房、51頁。
- 17) 同上、53頁。
- 18) 同上、55頁。
- 19) 現在は、学校教育法第三十七条によって規定され、中学校及び義務教育学校については第四十九条、中等教育学校については第六十九条によって第三十七条が準用されている。同様に、高等学校は第六十条によって「置くことができる」とされている。また、本文中の第百三条の内容についても現在は学校教育法附則第七条として規定されている。なお、この条文については養護教諭の存在を軽視しているとして、現在に至るまで何度も廃止がとえられてきている。
- 20) 前掲、吉原、15頁。
- 21) 前掲、小倉、『養護教諭 その専門性と機能』、61頁。
- 22) 『健康教室』は養護教諭が制定された一年後の1948年9月に季刊誌として創刊され、1950年4月号からは月刊誌となった東山書房発行の主に養護教諭を対象にした雑誌である。現在でも多くの養護教諭に購読されている。
- 23) 渡辺ミヤコ「学校保健法の問題点と養護教諭」『健康教室』第21巻第4号、東山書房、1970年、68頁。
- 24) 杉浦守邦「養護教員の戦後50年（第1報）」『日本養護教諭教育学会誌』第7巻第1号、2004年、33頁「図1 養護教諭配置率の推移（公立）」参照。
- 25) 前掲、吉原、15頁。
- 26) 山梨八重子「保健室のルーツとしての「摂生室」についての一考察—学校建築史にみる「養護室」「摂生室」をてがかりに—」『熊本大学教育実践研究』第31号、2014年、73～81頁。
- 27) 前掲、吉原、12～15頁。
- 28) 数見隆生「わが国の保健室の歴史的あゆみと教育機能に関する検討」『日本教育保健研究会年報』第8号、大空社、2001年、78頁。
- 29) 同上、78頁。
- 30) 現在では、学校教育法施行規則第一条によって「学校には、その学校の目的を実現するために必要な校地、校舎、校具、運動場、図書館または図書室、保健室その他の設備を設けなければならない。」と定められ、学校保健安全法第七条においても「学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置そのほかの保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。」と明記されている。
- 31) 前掲、数見、79頁。
- 32) 同上、79頁。
- 33) 同上、79頁。
- 34) 1972年の保健体育審議会答申「児童生徒等の健康の保持増進に関する施策について」では、「養護教諭は、専門的立場からすべての児童・生徒の健康及び環境衛生の実態を的確に把握して、疾病や情緒障害、体力、栄養に関する問題等心身の健康問題を持つ児童・生徒の個別の指導にあたり、また、健康な児童・生徒についても健康の増進に関する指導に当たるのみならず、一般教員の行う日常的教育活動にも積極的に協力する役割を持つものである」と示され、この見解は半世紀経った現在においても養護教諭の職務等に対して多大な影響を与えるものとされている。
- 35) 前掲、数見、79頁。
- 36) 鈴木裕子「養護教諭の歴史とアイデンティティに関する研究—養護概念の変遷の検討を中心に—」『障害・医学・教育研究会誌』横浜国立大学障害児教育講座神経精神医学研究室、第4号、2002年、131～198頁。なお、当該箇所については、オンライン上で掲載だったため、不明。<http://matsuish-lab.net/yogo.htm> 2021年3月31日最終接続確認済。ここで挙げた「GHQの占領下」というのは、学校保健の構想全体においてアメリカの影響を受けており、学校保健関係はC I E（民間情報教育局）ではなく、P H W（公衆衛生福祉局）の指導を受けることになっていた状況を指す。そのため、その実務の担い手でもある養護教諭も廃止したうえで保健婦に切り替えようとする動きも起こっていた、という背景も併せて補足しておく。
- 37) 塚田は法制定当時の文部省学校保健課長、渋谷は同課長補佐であった。
- 38) 前掲、小倉、『養護教諭 その専門性と機能』、63頁。
- 39) 同上、62～63頁。
- 40) 藤田和也『養護教諭実践論—新しい養護教諭像を求めて—』青木書店、1985年、21頁。
- 41) 同上、21頁。なお、本書で藤田は1962年と示している

- が、複数の史料では1964年と記載されているため、本稿は1964年の表記を採る。
- 42) 同上、44～45頁。
- 43) 前掲、小倉、『養護教諭 その専門性と機能』、63頁。
- 44) 同上、64頁。
- 45) 前掲、藤田、21頁。
- 46) なお、1960年代の養護教諭については、すぎむらなおみが『養護教諭の社会学—学校文化・ジェンダー・同一化—』（名古屋大学出版会、2014年）の中で詳細に検討し、すぎむらも1960年代の養護教諭の動きに着目して、一章分の紙幅を割いて論じている。また、鈴木裕子も「1960年代以降、子どもの健康実態の変化に合わせて、従来の健康診断の結果の事後措置としての養護活動や、救急活動だけではなく、保健室での子どもの訴えから気づいた心身の健康問題への働きかけへと養護教諭の職務内容は変化してきた」と言及している（前掲、鈴木、頁不明）。
- 47) 前掲、数見、80頁。
- 48) 同上、80頁。
- 49) 同上、80頁。なお、ここでいう「差別待遇」とは、「養護教諭の職務が一段低いものと見られる、「養護を掌る」となっているために教師（教育者）としてみなされない」といった数見の指摘だけでなく、学校看護婦時代からの地位の低さだったり、大学での養成がなされていなかったりといった実に様々な要因があることが当時の史料からも確認できる。
- 50) 同上、80頁。
- 51) 同上79頁。なお、数見によれば、保健室経営は、「戦後、学校経営、学級経営という語が盛んに使われ、新たな教育活動を展開していく教育経営（運営）論が広がったときに、同様に保健室の営みも発想されて使われ出したもの」であり、前節で挙げた1958年の「職務16項目」と保健室経営の概念が関係しているとして、「それらの職務（註：職務16項目に挙げられた項目）を手際よく遂行すること」が保健室経営である、と考えられるようになったと指摘している。現在は、「当該学校の教育目標及び学校保健の目標などを受け、その具現化を図るために保健室の経営において達成させるべき目標を立て、計画的・組織的に運営するために作成される計画」と定義されている（公益財団法人 日本学校保健会『保健室経営計画作成の手引 平成26年改訂』、2015年、7頁）。
- 52) 同上、78～79頁。・前掲、吉田、15頁。
- 53) 江口篤寿編集、坂本玄子、森利子、渡部喜美子『保健室の仕事』医学書院、1966年、1頁。
- 54) 同上、序。
- 55) なお、「事後措置」や「疾病予防」が重複しているのは内容を重複させたのではなく、いろいろな仕事を立体的に考えていきたいという意図で書いたとしている（同上、序）。
- 56) 同上、134頁。
- 57) なお、江口は1999年の文献の中でもほぼ同様の提言を行っている。それはすなわち、江口の視点に立って考えるのであれば、自身が提言した保健室の在り方が30年以上たってもなお、確立していない状況が存在しているということでもあるだろう（江口篤寿「保健室の仕事」『学校保健のひろば』第13号、大修館書店、1999年、16～19頁）。
- 58) 現在では、学校保健活動のセンター的機能を果たしている保健室の場としての機能には、①健康診断②健康相談③保健指導④救急処置（休養を含む）⑤発育測定⑥保健情報センター⑦保健組織活動のセンターの7つがあるとされている（公益財団法人 日本学校保健会『保健室経営計画作成の手引 平成26年改訂』、2015年、5頁）。
- 59) 前掲、数見、82～83頁。
- 60) 同上、83頁。
- 61) 同上、83頁。
- 62) 同上、81～82頁。
- 63) 前掲、杉浦、「養護教諭の戦後50年（第2報）」、46頁。
- 64) 公益財団法人 日本学校保健会の定義によれば、「保健室登校」とは、児童生徒が常時保健室にいる場合や特定の授業には参加できることがあっても主として保健室にいる状態をさす。なお、保健室に隣接する部屋にいて主に養護教諭が対応している場合も「保健室登校」という。
- 65) 木村元『学校の戦後史』岩波書店、2015年、166～167頁。
- 66) 前掲、数見、86頁。